平成１９年度

交通環境対策アクションプラン

－環境にやさしい交通体系の確立を目指して－

初夏の岩手山（南部片富士）－岩手県滝沢村－

国土交通省

平成１９年８月

東　北　運　輸　局

東北運輸局マスコット
"とうほくろっぽ"

まえがき

平成 17 年 2 月京都議定書が発効し、我が国においては第１約束期間 2008 年~2012 年(平成 20 年~24 年)の 5 年間で、温室効果ガスの排出量を 1990(平成 2)年比で 6 %削減することが定められました。平成 19 年 2 月に国連の「気候変動に関する政府間パネル(ＩＰＣＣ)」は、最近の地球温暖化の原因が人間の営みによるものであるとほぼ断定し、4 月には地球温暖化が世界各地の生態系や住民の健康に様々な影響を及ぼしていることが明らかになったとするとともに、対策によってリスクを低減することができるとの報告書を採択するなど、地球温暖化をめぐる取組みは待ったなしの状況となっています。

政府は平成 17 年 4 月京都議定書目標達成計画を定め、温室効果ガスの排出は経済活動と国民生活に密接に関連していることから、「環境と経済の両立」という考え方に立って、地球温暖化防止対策に取組むこととしています。

国土交通省は運輸部門における地球温暖化対策について、同計画に基づき自動車交通対策、環境負荷の小さい交通体系の構築を確立することとしており、東北運輸局は平成 14 年度から局長を本部長とする東北運輸局環境対策推進本部において、各年度における交通環境対策の具体的な取組みを明らかにするため、「交通環境対策アクションプラン」の作成・発表を行っています。

この度、平成 18 年度の計画・達成状況を整理し、その評価をした上でこれらを反映して策定した 19 年度計画を総合的・具体的に取りまとめ「平成 19 年度交通環境対策アクションプラン」を作成しました。19 年度の主な取組みは、

新規事業

○交通エコロジー教室開催

○流通業務総合効率化事業の推進

継続事業（例示）

○運輸部門におけるエネルギー使用の合理化

○地域公共交通の活性化及び再生を推進

○東北地区エコ・トラック推進協議会の開催

○鉄道利用の促進

○エコドライブ管理システム(ＥＭＳ)導入支援

○外航船の船主責任保険(ＰＩ保険)への加入確認

○ＦＲＰ船のリサイクル

この中では、交通環境を巡る全国的課題について記述する他、東北地方の独自性や特色を反映させ、国及び地方公共団体・事業者等の関係者が果たすべき役割についてもできる限り具体的に明記するため、可能な限り数値目標を導入するなど、客観性・透明性の確保に努めました。これまでのアクションプランとその評価については当局のホームページ（http://www.tht.mlit.go.jp/kk/kk-sub11.htm）で公開しています。

東北運輸局はこれらの取組みを中心として、積極的に産・官一体となって計画的かつ着実に施策を推進して参りますので、皆様のご理解とご協力の程、宜しくお願いします。

平成１９年８月

東北運輸局環境対策推進本部

目　　次

Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１．自動車交通対策
（１）低公害車の普及
①東北ブロック低公害車導入促進等協議会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
②東北地区エコ・トラック推進協議会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
③地方公共団体に対する低公害車導入の協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・4
④事業用低公害車の導入促進及び支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
⑤エコドライブ管理システム（ＥＭＳ）導入支援・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（２）交通流対策
①踏切道改良の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（３）環境に優しい事業活動等の推進
①グリーン経営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
②運輸部門におけるエネルギー使用の合理化・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
③交通エコロジー教室の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

２．環境負荷の小さい交通体系の構築
（１）グリーン物流の推進
①グリーン物流パートナーシップ推進事業の支援・・・・・・・・・・・・・・・・１２
②流通業務総合効率化事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（２）公共交通機関の利用促進
①公共交通活性化総合プログラムの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
②オムニバスタウン計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
③ＩＴを活用したデマンド型乗合タクシー等の導入の支援・・・・・・・・・・・１８
④環境的に持続可能な交通（ＥＳＴ）モデル事業への支援・・・・・・・・・・・１９
⑤時差通勤の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
⑥鉄道利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
⑦バス利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
⑧地域公共交通活性化・再生事業費補助事業に対する
実施計画の募集について・・・・・・・・・・・２３
⑨企業等における公共交通利用促進型省エネルギー対策の促進・・・・・・・・・２４
⑩交通バリアフリー施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
⑪交通アドバイザー会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

３．各界各層の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

Ⅱ．自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題 ・・・・・・３０
１．自動車単体対策
①ディーゼルクリーン・キャンペーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
②街頭検査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
③事業用低公害車の導入促進及び支援措置（Ⅰ-１-(1)④に前掲）・・・・・・・３４
④エコドライブ管理システム(ＥＭＳ)導入支援（Ⅰ-１-(1)⑤に前掲）・・・・・３４
⑤グリーン経営の推進（Ⅰ-１-(３)①に前掲）・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
２．交通流対策
①モーダルシフト（Ⅰ-２-(1)①に前掲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

Ⅲ．循環型社会の形成に向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
（１）自動車リサイクル
①環境に優しい自動車整備工場に対する顕彰制度の推進・・・・・・・・・・・・３５
（２）ＦＲＰ船リサイクル
①水域利用の適正化と生活環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
（３）グリーン経営の推進
①グリーン経営の推進（Ⅰ-１-(３)①に前掲）・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

Ⅳ．海洋汚染防止対策・プレジャーボート関係環境対策・・・・・・・・・・・・・３７
（１）海洋環境保全
①外国船舶の監督（PSC）の強力な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
②外航船の船主責任保険（ＰＩ保険）への加入確認・・・・・・・・・・・・・・３９
③危険物運搬船への立入り検査の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
（２）海洋汚染防止に関する周知・啓蒙
①海洋汚染防止設備に関する国民の理解増進、周知・啓蒙の強力な実施・・・・４１
②東北地区舟艇利用振興対策連絡会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
③「プレジャーボート何でも相談」窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・４３
④グリーン経営の推進（Ⅰ-１-(３)①に前掲）・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み

(国の動き)

平成17年2月16日京都議定書が発効し、政府は同年4月28日京都議定書目標達成計画を策定した。目標達成計画では科学技術を活用した「環境保護と経済発展の両立」を柱に据え、「省CO_2型交通システムのデザイン」として、①公共交通機関の利用促進 ②環境に配慮した自動車使用の促進　③環境的に持続可能な交通（ＥＳＴ）の実現、「省CO_2型物流体系の形成」として、①荷主と物流事業者の協働による省CO_2化の推進　②モーダルシフト、トラック輸送の効率化等物流の効率化の推進といった施策の実現に向けた取組みを求めている。

運輸部門は、我が国のCO_2排出量の約２割を占めており、そのうち約88%までが自動車起源である。目標達成計画では運輸部門における2010(H22)年度のCO_2排出量を2002(H14)年度から2,450万ﾄﾝ削減することを目標としているが、2005(H17)年度のCO_2総排出量は基準年1990(H2)年比で13.6%増え、更に運輸部門は18.1%の大幅な増加となっており自動車交通対策、環境負荷の小さい交通体系の構築を積極的に推進していく必要がある。

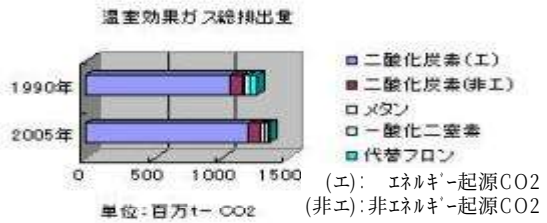

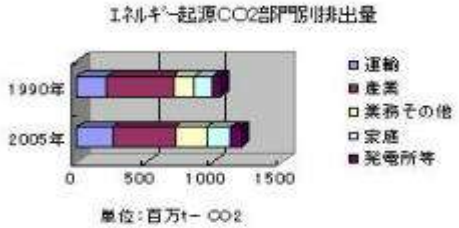

１．自動車交通対策

(1)低公害車の普及　(国の動き)

低公害車の開発･普及を促進するため、平成13年 7月、国土交通省、経済産業省、環境省の三省で「低公害車開発普及アクションプラン」を策定した。同アクションプランでは、22年度までのできるだけ早い時期に 1,000万台以上の低公害車を普及させるとの数値目標を設定していた。自動車グリーン税制の導入や低排出ガス車認定制度等により、低公害車が大幅に増加していることから、15年3月国土交通省は1,000万台以上の普及達成を平成17年度末までと大幅に前倒したが、18年3月末現在で1,219万台と目標を達成している。

東北地区においてもCO_2排出量の削減には環境性能に優れた低公害車の普及が重要であり、19年3月末現在における東北ブロックの低公害車保有台数は約101万台（普及率25.0 %）で徐々に普及が進んでいる。

（参考）　東北ブロック低公害車台数（平成19年3月末現在）　　（単位：台）

	電 気	ﾒﾀﾉｰﾙ	ＣＮＧ	ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ	ガソリン ※1	低公害車 合　計	登録台数 ※2	低公害車 普及率%
青森県				2,259	107,806	110,065	558,548	19.7
岩手県	2			3,403	121,002	124,407	556,584	22.4
宮城県		1	261	6,796	271,462	278,520	1,001,753	27.8
秋田県	1		4	2,500	114,917	117,422	464,334	25.3
山形県			3	3,288	139,271	142,562	520,545	27.4
福島県	5		17	5,994	231,776	237,792	946,072	25.1
管内合計	8	1	285	24,240	986,234	1,010,768	4,047,836	25.0
全国合計	342	19	21,300	342,778	14,032,865	14,397,304	49,323,210	29.2

※1　低燃費かつ低排出ガス認定車（ハイブリッド車を除く）

※2　被けん引車、特種車、大型特殊車、二輪車、軽自動車を除く

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	交通環境部 自動車交通部 自動車技術安全部
	中事項	１．自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

①東北ブロック低公害車導入促進等協議会の開催

東北運輸局が中心となり、管内の関係機関、地方公共団体、運輸関係事業者団体等が参加して、平成14年 6月24日に東北ブロック低公害車導入促進等協議会を設置した。協議会において、参加機関の緊密な連絡協議を通じて、低公害車の導入促進等を図るとともに、運輸部門における環境対策及び省エネルギー対策等の推進を図る。

実　施　計　画

平成19年度の計画	ア）東北ブロック低公害車導入促進等協議会を開催し、低公害車の導入促進を図る。 イ）関係機関・団体の低公害車導入計画の策定・推進を引き続き要請するとともに、各県における導入計画等の情報収集を行う。 ウ）低公害車の普及推進に向け、広報、周知に努める。
平成18年度の計画	ア）東北ブロック低公害車導入促進等協議会を開催し、低公害車の導入促進を図る。 イ）低公害車メールマガジン登録の呼びかけ・促進を、引き続き行う。 ウ）関係機関・団体の低公害車導入計画の策定・推進を引き続き要請するとともに、各県における導入計画等の情報収集を行う。 エ）低公害車の普及促進に向け、広報、周知に努める。

平成18年度の達成状況と評価	達　成　状　況	評　価
	ア）東北ブロック低公害車導入促進協議会は未開催であった。低公害車普及台数は、19年3月末で約101万8百台(普及率25.0%)と100万台を超え徐々に普及が進んでいる。	×
	イ）低公害車メールマガジンの発信先は、19年3月現在412名で3%の微増となりました。同メールマガジンは19年4月に終了となった。	△
	ウ）関係機関・団体等に対し、引き続き低公害車の導入計画の策定・推進を要請するとともに、取り組み状況を収集し情報の提供を行った。	○
	エ）低公害車の普及促進については、東北ブロック低公害車導入促進協議会の委員に対し各県における低公害車の普及状況をまとめ、情報を提供し周知に努めた。	△

※ 評 価 ＝ ○・・・計画どおり達成できた。　△・・・部分的に達成できた。
×・・・計画どおり達成できなかった。　－・・・評価できなかった。

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	自動車交通部
	中事項	１．自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

②東北地区エコ・トラック推進協議会の開催

東北運輸局と管内各県トラック協会が共同で平成10年4月に設置。低公害タイプのトラックの導入、共同輸配送の促進、エコドライブの推進等を図り、環境にやさしいトラック事業の構築を図ることを目的として活動する。

実　施　計　画

平成19年度の計画	ア）東北地区エコ・トラック推進協議会を開催し、低公害トラックの導入促進、エコ・ドライブの推進等について協議する。 イ）国の補助制度を活用して低公害車の導入を図る。
平成18年度の計画	ア）東北地区エコ・トラック推進協議会を開催し、低公害トラックの導入促進、エコ・ドライブの推進等について協議する。 イ）国の補助制度を活用して低公害車の導入を図る。

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）平成19年2月に東北地区エコ・トラック推進協議会を開催し意見交換を行った。	○
	イ）各県トラック協会の環境問題への取り組みは年々拡大している。東北管内における国の補助制度を活用した低公害トラックの導入車両数は、ＣＮＧ車２３台、ハイブリッド車４４台、新長期排出ガス規制車１９１台の合計２５８台（平成１７年度２３３台の１０．７％増）を導入した。	○

【 各県の導入状況 】

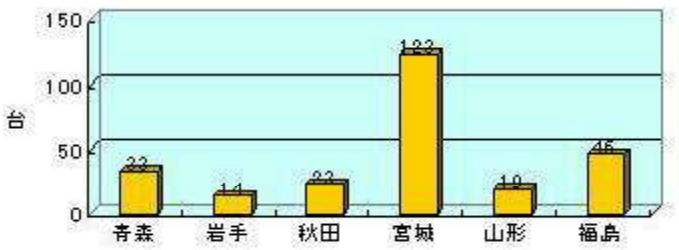

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	１．自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

③地方公共団体に対する低公害車導入の協力要請

地方公共団体に対して、環境性能の優れた自動車への切り替えを要請する。
東北運輸局の管内公用車29台については全て低公害車に切り替え済みであり、今後購入する車両も低公害車とする。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）地方公共団体に対し、一般公用車の環境性能の優れた自動車への切り替えを要請する。 イ）地方公共団体の低公害車の導入状況について、情報収集及び提供に努める。
平成18年度の計画	ア）地方公共団体に対し、一般公用車の環境性能の優れた自動車への切り替えを要請する。 イ）地方公共団体の低公害車の導入状況について、情報収集及び提供に努める。

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）地方公共団体に対する低公害車への切り替えについては、各県の導入状況をまとめ提供したものの、国土交通省で配信している低公害車メールマガジンの購読拡大も微増にとどまり、充分な協力要請が出来なかった。	△
	イ）地方公共団体においても厳しい財政状況にありながら、公用車への低公害車導入が着実に進んでいる。今後も引き続き各県における低公害車導入実績等の情報収集を行う。	○

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	自動車交通部 自動車技術安全部
	中事項	１．自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

④事業用低公害車の導入促進及び支援措置

低公害車普及促進補助制度及び自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業の支援制度により、低公害バス・トラックの導入促進を引き続き行う。

なお、低公害車普及促進補助制度は、平成１５年度から補助対象地域を自動車NOx･PM法による対象地域（三大都市圏）の外にも拡大されるなどの制度拡充がなされ、低公害バス・低公害トラックを一定台数導入するバス・トラック事業者等に対し、地方公共団体等と協調して、当該車両購入費の一部を補助する。

実施計画	
の平成19年度計画	ア）低公害バスの導入 低公害車普及促進補助制度を活用し、導入促進に努める。 イ）低公害トラックの導入 低公害車普及促進補助制度を活用し、導入促進に努める。
の平成18年度計画	ア）低公害バスの導入 低公害車普及促進補助により、仙台市交通局がＣＮＧバス１台、ハイブリッドバス３台を導入する予定。 イ）低公害トラックの導入 低公害車普及促進補助制度を活用し、導入促進に努める。

達成状況と評価	達成状況	評価
平成18年度の達成状況	ア）低公害バスの導入 CNGバス　仙台市交通局 1台(大型ノンステップ) ハイブリッドバス　仙台市交通局 ３台(大型ノンステップ) イ）低公害トラックの導入 （Ⅰ-１-（1）②に前掲）	○ ○

【補助の例：ＣＮＧ車】

策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	自動車技術安全部
	中事項	１．自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

⑤エコドライブ管理システム（ＥＭＳ）導入支援

トラック・バス・タクシー事業者等に対し、省エネ対策の取組みを一層推進するため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）のエネルギー使用合理化事業者支援事業の補助事業を活用して、ＥＭＳ用機器の導入対象経費の３分の１を補助する。

導入後のエコドライブにより、燃費向上と二酸化炭素(ＣＯ$_2$）排出量の削減及び窒素酸化物（ＮＯx）、粒子状物質（ＰＭ）などの有害物質の排出量を削減し、自動車交通分野における地球温暖化対策及び環境対策の推進を図る。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）平成１９年度ＥＭＳ普及事業（補助制度）の周知と講習会開催等を支援する。また、事業者に対しては導入の支援を継続する。
平成18年度の計画	ア）管内のトラック・バス・タクシー事業者等に対してＥＭＳ導入を支援し、導入した事業者等については、補助事業の要件となる省エネルギー目標１％以上達成することを目指す。

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）・管内ＥＭＳ導入事業者の申請実績。 １１７事業所、車両数合計約２,１００台 現在１年間の省エネルギー目標達成（１％以上）に向け取組み中。 ・平成１８年度開始の新規事業であるため、管内各県の自動車運送事業者団体等の担当者への説明会開催。 3月16日（28名）、8月21日（20名） ・管内トラック事業者のＥＭＳ事業参加者の講習会を支援 財団法人運輸低公害車普及機構（LEVO)の講習会を支援した。 6月22日（参加者・約50名）、11月22日（参加者・約70名）	○

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	鉄道部
	中事項	１．自動車交通対策	
	小事項	（2）交通流対策	

①踏切道改良の推進

踏切道調整連絡会議等を開催し、鉄道事業者及び道路管理者との調整を図りながら、立体交差化等の踏切道の改良による道路交通の円滑化を図る。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）踏切道調整連絡会議等を活用し、法指定及び立体交差化計画の具体化に向けて関係者間の調整を図る。 ①連続立体交差化計画（工事施工中） ・ＪＲ東日本　仙石線　多賀城駅周辺　除去踏切４箇所 ②単独立体交差化計画 ・工事施工中：ＪＲ東日本　仙石線１箇所、磐越西線１箇所、男鹿線１箇所 常磐線１箇所、陸羽西線１箇所、五能線１箇所、 奥羽本線３箇所、東北本線１箇所 ・工事着手予定：ＪＲ東日本　奥羽本線３箇所
平成18年度の計画	ア）踏切道調整連絡会議等を活用し、法指定及び立体交差化計画の具体化に向けて関係者間の調整を図る。 ①連続立体交差化計画（工事施工中） ・ＪＲ東日本　東北本線　長町駅付近　除去踏切１箇所 ・ＪＲ東日本　仙石線　多賀城駅周辺　除去踏切４箇所 ②単独立体交差化計画 ・工事施工中：ＪＲ東日本　仙石線１箇所、釜石線２箇所、奥羽本線３箇所 五能線１箇所、米坂線１箇所、陸羽西線１箇所 常磐線２箇所、男鹿線１箇所、磐越西線１箇所 ・工事着手予定：ＪＲ東日本　東北本線１箇所　羽越本線１箇所

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）①ＪＲ東日本 東北線（長町駅付近）の連続立体交差化計画は、平成19年2月に完成した。	○
	②単独立体交差化計画については、釜石線２箇所、米坂線１箇所、常盤線１箇所が完了した。	○

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	交通環境部 自動車交通部 海事振興部
	中事項	１．自動車交通対策	
	小事項	(3) 環境に優しい事業活動等の推進	

①グリーン経営の推進

自動車関係（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）、海事関係（旅客船、内航海運、港湾運送）及び倉庫関係のグリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）推進マニュアルにより、IS014001の認証取得が困難な運輸事業者のグリーン経営の推進を図る。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）グリーン経営を推進するため、講習会等を開催し認証登録事業者の一層の拡大に努める。また、荷主に対しパンフレット等を活用し、導入推進のため協力を要請する。 イ）グリーン経営を推進している事業者の実例を積極的にホームページ、運輸局広報誌などで紹介するとともに、環境表彰の審査に際し推進状況を斟酌するなど、グリーン経営のより一層の普及促進を図る。 ウ）グリーン経営認証制度の対象が、平成１７年７月１日より旅客船事業等に拡大されたことに伴い、トラック以外の認証登録事業者の拡大に努める。
平成18年度の計画	ア）グリーン経営を推進するため、講習会等を開催し認証登録事業者の拡大に努める。また、荷主に対しパンフレット等を活用し、導入推進のため協力を要請する。 イ）グリーン経営を推進している事業者を積極的にホームページ、運輸局広報誌などで紹介するとともに、環境表彰の審査に際し推進状況を斟酌するなど、グリーン経営のより一層の普及・促進を図る。 ウ）グリーン経営認証制度の対象が、平成１７年７月１日より旅客船事業等に拡大されたことに伴い、トラック以外の認証登録事業者の拡大に努める。

平成18年度の達成	達成状況	評価
	ア）グリーン経営認証登録事業者の拡大を図るため、平成19年2月22日及び23日交通エコモ財団から講師を招き講習会を開催した。 【参加事業者数】 トラック　53社　バ　ス　23社　タクシー　15社 旅客船　2社　内航海運　3社　港湾運送　4社　倉庫　12社	○
	イ）グリーン経営を推進している事業者として、認証された事業者をプレス発表、ホームページ及び運輸局広報誌等にも掲載した。 また、平成18年度において、タクシー及び倉庫事業者それぞれ1者(福島県会津若松市／秋田県秋田市)を表彰した。	○

状況と評価	ウ）平成１９年３月末現在の認証状況　（事業所数） トラック事業者による認証取得が増えているが、倉庫事業者等、トラック以外の認証取得も徐々にではあるが進んでいる。	○

トラック	タクシー	バス	倉庫
２０７	２	１３	４

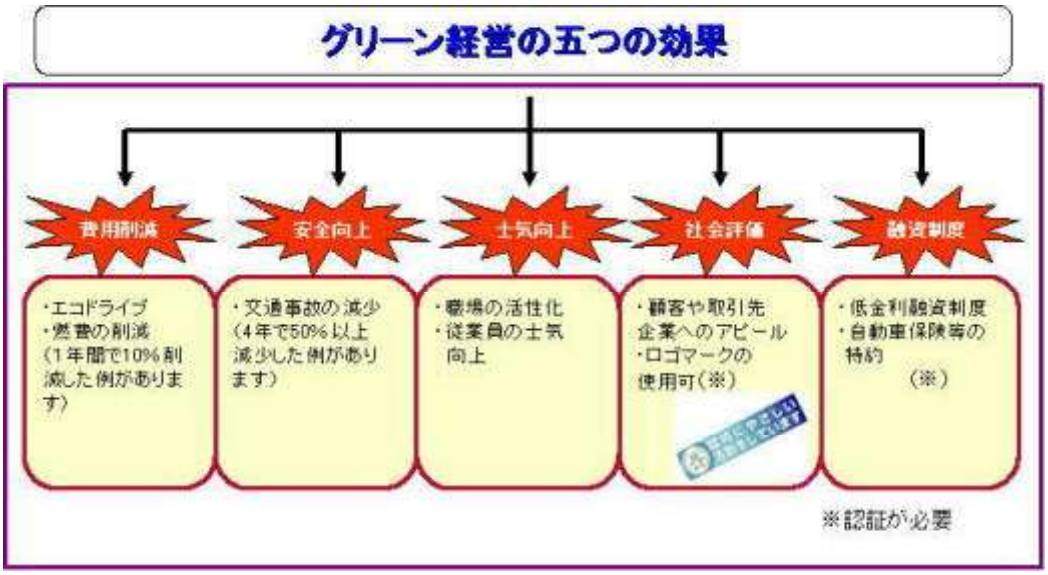

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	１．自動車交通対策	
	小事項	（3）環境に優しい事業活動等の推進	

②運輸部門におけるエネルギー使用の合理化

平成18年4月、改正省エネ法が施行されたことに伴い、輸送事業者及び荷主に対してエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均１％以上低減させることを目標とした、省エネルギー対策への取組み等判断基準の適切な運用を図る。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）改正省エネ法に基づき、本年6月から提出される「中長期計画書」及び「定期報告書」に関して、特定事業者となった輸送事業者に指導を行い、計画の円滑な遂行を要請する。 イ）東北経済産業局と連携して特定荷主を対象に改正省エネ法の説明会を８月に開催する。
平成18年度の計画	ア）東北経済産業局と連携した輸送事業者及び荷主を対象に改正省エネ法の説明会等を開催し、円滑な遂行に努める。

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）輸送事業者及び荷主を対象に対して東北経済産業局と連携し、平成18年10月仙台市と盛岡市において改正省エネ法の説明会等を開催した。 １９年３月末現在　特定輸送事業者数 乗合事業者　１３社 貨物事業者　１７社 自家用貨物　８社 合　計　３８社	○

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	１．自動車交通対策	
	小事項	（3）環境に優しい事業活動等の推進	

③交通エコロジー教室の開催

個人個人が主体的に判断しているマイカーの利用や交通機関の選択等の行動が環境の変化に大きな影響を及ぼしていることから、個人の意識に訴えて環境にやさしい生活スタイルへ変えていく必要がある。

「交通エコロジー教室」の開催を通じて、交通と環境の問題を広く国民に情報提供し、環境負荷の小さな交通体系を支える国民意識の醸成を図る。

実　施　計　画	
平成19年度の計画	ア）仙台市において小学生の親子を対象に、移動と環境との関係をテーマとしたモビリテイ・マネジメント・プログラムにより交通エコロジー教室を開催する。

モビリティ・マネジメント
（Mobility Management:MM）とは

モビリティ・マネジメントは、一人一人のモビリティ（移動）が社会にも個人にも望ましい方向、例えば過度な自動車利用のライフ・スタイルから、"かしこく"クルマと公共交通や自転車などを利用するライフ・スタイルに変化する方向に、自発的に変化することを期待するもので、コミュニケーションを中心とした交通施策を言います。

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	交通環境部 鉄道部 自動車交通部 海事振興部
	中事項	２．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（1）グリーン物流の推進	

①グリーン物流パートナーシップ推進事業の支援

荷主企業と物流事業者の協働による物流面におけるCO_2排出削減の自主的な取組みを支援する。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）「東北グリーン物流パートナーシップ推進協議会」を通じ、グリーン物流の広報、グリーン物流パートナーシップ推進事業のモデル事業及び普及事業並びにソフト支援事業の案件発掘・募集を行う。 イ）普及事業に応募のあった場合には「東北グリーン物流パートナーシップ推進協議会」にて審査の上「グリーン物流パートナーシップ会議」へ推薦を行うことにより、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(ＮＥＤＯ)の「エネルギー使用合理化事業者支援事業」補助制度の活用が図れるよう支援する。
平成18年度の計画	ア）「グリーン物流パートナーシップ会議」、「東北グリーン物流パートナーシップ推進協議会」を通じ、グリーン物流パートナーシップ推進事業の広報や、その取組みの発掘等を積極的に行う。 イ）先進的な取り組みについては「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じ、経済産業省の「グリーン物流パートナーシップモデル事業費補助金」制度の活用が図れるよう支援する。 ウ）モーダルシフトや共同輸配送等の普及性のある取り組みについては「東北グリーン物流パートナーシップ推進協議会」「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じ、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）の「エネルギー使用合理化事業者支援事業」補助制度の活用が図れるよう支援する。

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）東北グリーン物流パートナーシップ推進協議会の開催と、当局ＨＰ、メルマガ、ニューズレターによるグリーン物流パートナーシップ推進事業の募集を通じ、荷主企業、物流事業者等に対しグリーン物流の広報を行った。	○
	イ）モデル事業については、東北運輸局管内からの応募は無かった。	－
	ウ）普及事業６件の提案があり、東北グリーン物流パートナーシップ推進協議会にて審査のうえ全件をグリーン物流パートナーシップ会議への推薦を行い、このうち３件が同会議で推進決定されたことによりNEDO技術開発機構の「エネルギー使用合理化事業者支援事業」の応募資格を得た。最終的には２件が同補助制度に採択された。 また、東北運輸局管内事業者が参加する事業で、東北以外の地方パートナーシップ会議から推薦され採択されたものが１件あった。	○

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	２．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（1）グリーン物流の推進	

②流通業務総合効率化事業の推進

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（物流総合効率化法）の規定により、環境負荷の低減等を図るための物流総合化・効率化事業を促進する。

実　施　計　画	
平成19年度の計画	ア）関係者が出席の各種会議、講習会等において、物流総合効率化法の広報を行い、総合効率化計画認定の申請を促進する。

― 流通業務総合効率化事業の概要 ―

＜計画認定による事業者のメリット＞

○事業許可等の一括取得
　倉庫業･貨物自動車運送事業･貨物利用運送事業の許可等のみなし（一括受付）
○立地規制に関する配慮
　市街化調整区域における施設整備のための開発許可についての配慮
○物流拠点施設に関する税制特例
　法人税･固定資産税等の特例（営業倉庫等）
○資金面等の支援
　中小企業信用保険の保険限度額の拡充、食品流通構造改善促進法の特例による債務保証
○政策金融
　中小企業金融公庫等による低利融資

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化対策に対する取組み	企画観光部 交通環境部 自動車交通部
	中事項	2．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2） 公共交通機関の利用促進	

①公共交通活性化総合プログラムの推進

公共交通機関に関する課題やプロジェクトについて、東北運輸局が中心となって、関係者のコンセンサスの下で、解決と実施に向けた具体的方策を策定する。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）仙台市における「クルマと公共交通のかしこい使い分け」公共交通利便性向上プロジェクト ・東北大学等の新入生を対象としたMM(Mobility Management)により、公共交通利用への転換方策を検討 イ）都市間交通及び地域交通についての検討を中心とした仙台駅周辺整備プロジェクト ・仙台市を中心とした広域的な都市間連携や拠点間連携のあり方についての検討 ウ）仙台空港アクセス鉄道利用促進プロジェクト ・仙台空港アクセス線沿線地域の活性化及び広域交流促進の具体化に向けての検討 エ）バス・乗合タクシーを効率的に組合わせた地域交通再編プロジェクト ・地域の実情に即した交通体系の構築を実現するための実証実験等 オ）県都福島地域交流活性化プロジェクト ・福島市域の公共交通活性化と交流人口の拡大に向けての実証実験等
平成18年度の計画	ア）カーフェリー等を活用した広域地域振興プロジェクト ・青函フェリーの陸上交通アクセス向上等による広域地域振興に向けた検討 イ）八戸市における持続性の高い地域交通実現のための再編モデル実証実験 ・不採算バス路線の再編と地域資源の活用による持続性の高い地域交通実現のための実証実験等 ウ）過疎地における生活支援輸送とからめた生活交通体系の構築による公共交通活性化プロジェクト ・過疎地における生活支援輸送とからめた有償ボランティア輸送導入の検討 エ）仙台都市圏交通改善・仙山圏交流促進プロジェクト ・仙台空港アクセス鉄道の開業に伴う広域交流促進の具体化に向けての検討 オ）バリアフリーボランティア事業（ＪＲ仙台駅及び地下鉄仙台駅） ・バリアフリーボランティアの育成と駅等への常駐のための検討 カ）観光交流空間づくりモデル事業選定地域「いわき市」を中心とした地域交通の再編・活性化プロジェクト ・「いわき市」において公共交通の活性化を図りつつ広域での観光振興を検討 キ）県都福島観光地域活性化プロジェクト ・福島市周辺の観光資源と公共交通機関との連携による仙台等からの観光客流入促進に向けての検討 追加プロジェクト ク）バス・乗合タクシーを効率的に組合わせた地域交流再編プロジェクト ・地域の実情に即した交通体系の構築を実現するための実証実験等

	ケ）仙台市内繁華街における客待ちタクシーによる交通渋滞解消策等に関するプロジェクト ・タクシーショットガンシステムの実施等による渋滞緩和対策を検討	
	達　成　状　況	評　価
平成18年度の達成状況と評価	ア）カーフェリー等を活用した広域地域振興プロジェクト ・１７年度の調査結果を受け、Ｈ１８．７月には青森駅とフェリーターミナルを結ぶシャトルバスが運行され、また、高速バス青森～東京線のフェリーターミナル乗り入れが実現した。 一方、「高速バス+シャトルバス+フェリー」を乗り継いだモニターツアーの実施や、旅行雑誌「東北じゃらん」を使用しフェリーのＰＲを兼ねた潜在的なニーズ調査を実施し、カーフェリーと高速バスなどとの乗り継ぎ改善や、アクセス性の向上などに関する要望を集約した。また更なる利便性向上に向け乗り継ぎ割引乗車券導入の提言を行った。	○
	イ）八戸市における持続性の高い地域交通実現のための再編モデル実証実験 ・市営バスのなかでも不採算路線の上位にある美保野、南浜地区をモデル地区として新しい地域交通体系構築の可能性を検討。 地区住民、地区内及び周辺に位置する大学の学生、地区内の施設（福祉施設、医療機関）を対象に、現在の移動状況や公共交通に対するニーズ、実験運行に対する意見・要望を把握するためにアンケート調査、ヒアリング調査を実施。 調査結果に基づいて、運行計画や運行時間等の見直しを行い、地域資源（地域内の教育機関等の保有するスクールバス等の車両）を活用した実証実験を実施した。	○
	ウ）過疎地域における生活支援輸送とからめた生活交通体系の構築による公共交通活性化プロジェクト ・北上市和賀町地区の全世帯を対象に実施した生活交通の現状、生活交通への要望及び過疎地有償ボランティア輸送やデマンド型乗合タクシーに対する利用意向などのアンケート調査結果を基に、「過疎地有償運送」、「乗合タクシー」の実証実験運行に向けた運行計画案を作成した。	○
	エ）仙台都市圏交通改善・仙山圏交流促進プロジェクト ・仙台空港アクセス鉄道の開業に伴う仙台空港のより広域的な利用促進を目指して、仙台駅や仙台空港においての案内表示の連続性などに関する検証や利用者のニーズに即した観光情報の提供のあり方についての調査を実施し、仙台駅及び仙台空港の利便性向上等のための行動計画を策定し、また行動計画の進捗の検証と今後の対応策の検討を行った。	○
	オ）バリアフリーボランティア事業（ＪＲ仙台駅及び地下鉄仙台駅） ・公共交通機関利用者（特に高齢者、障害者等）を積極的にサポートするボランティアを普及させることを目的に、ＪＲ仙台駅・地下鉄仙台駅に一定期間、常駐型のボランティアを配置する実証実験を行った。 　また並行して支援対象者等に対する各種調査を実施し、活動の継続または常駐化に向けた課題の整理を行った。	○
	カ）観光交流空間づくりモデル事業選定地域「いわき市」を中心とした地域交通の再編・活性化プロジェクト ・ＪＲ常磐線泉駅、湯本駅及びいわき湯本温泉地区旅館～アクアマリンふくしま、いわきら・らミュウ間を結ぶ乗合タクシーの実証実験を実施。併せて交通機関利用者に対する観光施設の割引券や買い物割引券の導入も実施し、観光二次交通としての乗	○

平成18年度の達成状況と評価	合タクシー運行の効果を検証した。 キ）県都福島観光地域活性化プロジェクト ・福島市域の活性化、交流人口拡大を図るため地元交通事業者、観光団体等の参画による検討委員会を設置。観光客等外訪者が利用しやすい予約制観光タクシーの実現や一日フリーパス、観光施設や飲食店等での割引券の導入など１９年度の実証実験に向けた課題の把握と解決のための関係者間の調整取りまとめを行った。 ク）バス・乗合タクシーを効率的に組合わせた地域交流再編プロジェクト ・利用人員の減少等により路線維持が困難な状況におかれている秋田市北部の路線バス４路線について、持続可能な実現性の高い代替交通手段を検討するため、対象地域の現状調査や住民への意向調査等を実施し、住民ニーズの把握分析を行った。 　またそれらの現況調査や意向調査をもとに、代替交通手段の運行計画案を提示した。 ケ）仙台市内繁華街における客待ちタクシーによる交通渋滞解消策等に関するプロジェクト ・仙台都心部において慢性的に発生している交通渋滞の１要因である客待ちタクシーによる違法駐停車や二重駐車等の解消を図るため、警察本部やタクシー協会等と連携し、青葉区国分町周辺にてタクシーショットガンシステム実証実験を実施した。 　また実験の効果に関する実態調査や利用者・乗務員に対するアンケート調査等を行い、調査結果をもとに、今後の問題点の抽出や、課題解決に向けた検討を行った。	○ ○ ○

「公共交通活性化総合プログラム」は、各地域における公共交通機関（鉄道、バス、旅客船、空港アクセス等）に関して、住民・利用者に対するサービスの維持やサービス内容の拡充など、その解決や実施が必要な課題があるものの、地域のみの努力では解決や実施が困難な事案について、東北運輸局及び各運輸支局が中心となって、関係者に参画・協力を呼びかけ、その解決に向け、それぞれの関係者の合意を得ながら、総合的な具体的方策を策定するための制度です。

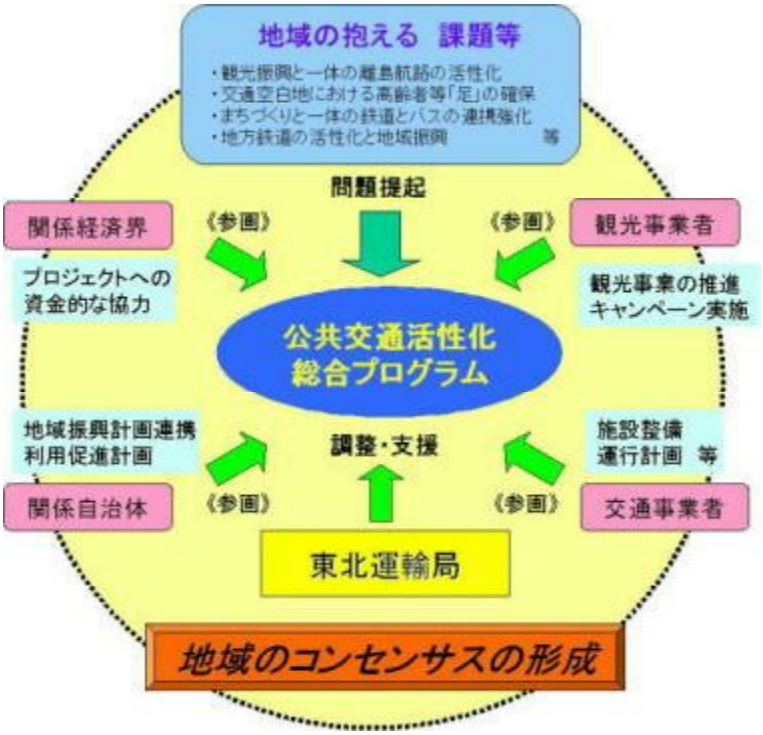

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	自動車交通部
	中事項	２．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

②オムニバスタウン計画の推進

オムニバスタウン計画は、「人・まち・環境にやさしい」というバスの社会的意義を最大限に発揮したまちづくりに向けての市町村の取組みを促進し、自動車事故、渋滞、環境悪化等地域の自動車交通が抱える諸問題の解決を図ろうとするものであり、国土交通省が警察庁と連携して支援している。

東北運輸局管内では、盛岡市（平成12年2月）及び仙台市（平成14年3月）がオムニバスタウンの指定を受けていたが、二市とも5年間のオムニバスタウン事業を終了した。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）人口３０万人以上の都市に対し、オムニバスタウン構想によるバス利用促進によるまちづくりの呼びかけを引き続き行う。
平成18年度の計画	ア）人口３０万人以上の都市に対し、オムニバスタウン構想によるバス利用促進によるまちづくりの呼びかけを引き続き行う。

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）オムニバスタウン構想によるバス利用促進によるまちづくりの呼びかけを行ったが、指定を申請した市町村はなかった。	－

【 オムニバスタウンの取組み例 】

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	企画観光部 交通環境部
	中事項	２．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

③ＩＴを活用したデマンド型乗合タクシー等の導入の支援

ＩＴを活用した利用需要に柔軟に対応するデマンド交通等、地域にとって最適な公共交通の導入の促進を図る。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）地域の実情に応じた運送サービスの普及を促進し旅客の利便性の向上を図るため、平成１６年度に実施した「ＩＴを活用したデマンド型乗合タクシーの導入事例分析調査」や１８年度に東北地方交通審議会政策推進部会が実施したデマンド型乗合タクシー等についての検証結果等を活用し、今後、導入を検討する自治体への情報提供等の支援を行う。
平成18年度の計画	ア）平成１６年度に実施した「ＩＴを活用したデマンド型乗合タクシーの導入事例分析調査」を活用し、今後、導入を検討する自治体への情報提供等の支援に努める。また、デマンド型乗合タクシー導入のために利用できる補助制度が無いため、新たな支援方策を検討する。

達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）恒常的な利用者の減少等による路線バスの縮小・廃止に伴い、低料金で戸口サービスが提供できるデマンド型乗合タクシーの導入を検討している自治体に情報提供等の支援を行い、平成18年10月に宮城県女川町、福島県只見町でそれぞれ運行を開始した。 東北地方交通審議会政策推進部会においてＩＴを活用したデマンド型乗合タクシー等について検証を行い、システムに関する運営資金、オペレーターの人材、サービス内容をトータルに捉えた視点によるの導入等地域にあった適切な予約・配車システムの選択を推進する指針を作成した。	○

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	交通環境部 企画観光部
	中事項	２．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

④環境的に持続可能な交通（ＥＳＴ）モデル事業への支援

公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、地域において環境的に持続可能な交通（ＥＳＴ）の実現をめざす先導的なモデル事業に対し、集中的な支援を行い、これを全国展開することにより我が国全体の環境への取組みの強化を図る。

実施計画	
の平成19年度計画	ア）ＥＳＴモデル事業に選定されている仙台市(実施期間平成17年度～19年度)と八戸市(同平成18年度～20年度)に対し、事業が円滑に推進するよう引き続き支援する。 イ）平成20年度事業に向けて案件発掘に努める。
の平成18年度計画	ア）ＥＳＴモデル事業に選定されている仙台市と八戸市に対し、事業が円滑に推進するよう引き続き支援する。 イ）平成19年度事業に向けて案件発掘に努める。

達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）仙台市は平成17年度に実施した「オムニバスタウン計画の効果及び公共交通機関の運行情報提供の調査」結果を活用することにより、効果的な運行情報の提供方法を提案し潜在需要の発掘に努めた。 八戸市においては、平成17年度に実施した「市内循環線利用者意識調査」に基づき、利用者が求めている輸送サービス内容等を調査することによりサービス向上の施策を推進している。八戸市ＥＳＴモデル事業推進会議を開催し、モデル事業の実施状況及び効果の検証等を行った。	○
	イ）平成19年度ＥＳＴモデル事業の応募はなかった。	－

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	２．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

⑤時差通勤の推進

仙台都市圏における朝の通勤通学時間帯の交通混雑緩和を図るため、時差通勤通学を推進する。

実　施　計　画

平成19年度の計画	ア）混雑状況の把握及び時差通勤通学推進のための対策の検討を行う。
平成18年度の計画	ア）必要に応じ時差通勤通学懇談会を開催し、混雑状況の把握及び時差通勤通学推進のための対策について検討する。 イ）民間事業者団体、民間企業、学校関係者、国、県、市等の機関を対象に協力要請書及びリーフレットを送付し、時差通勤通学実施の要請を行う。

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）混雑率を調査した結果、全ての路線の混雑率が１５０％を下回り、仙台地区における推進計画の目標（１５０％以内）は達成していたことから、懇談会を開催しなかった。 今後、地下鉄東西線開業後も快適な通勤通学は不可欠であることから、引き続き関係各位の意見を踏まえつつ、時差通勤通学を推進し、混雑時の利用客分散化を目指していく必要がある。	－
	イ）上記状況のため、時差通勤通学の実施要請を行わなかった。	－

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	鉄道部
	中事項	２．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

⑥鉄道利用の促進

環境負荷の小さい鉄道に対する関心を高め、その利用の促進を図る。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）平成１９年９月３０日にＪＲ貨物「宮城野駅」構内で各鉄道事業者の協力を得ながら、「鉄道フェスティバルｉｎ東北」を開催する。 ｲ）「過去、現在、未来の鉄道」のテーマで子供から大人までを対象に絵画＆イラスト募集を行い、安全で快適な乗り物として私達の生活に欠かすことのできない鉄道に思いを寄せていただき、鉄道への関心をさらに高めてもらうことを目的とする。
平成18年度の計画	ア）平成１８年１０月１日にＪＲ貨物「宮城野駅」構内で各鉄道事業者の協力を得ながら、「鉄道フェスティバルｉｎ東北」を開催する。 ｲ）「東北の駅１００選」の選定５周年を記念して、ポケットサイズ版の冊子を作成する。利用者の方にこの冊子を携帯し鉄道の旅を楽しんでもらいながら、鉄道の駅に対してのイメージ向上や広く鉄道への関心を高めることを目的とする。

達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）平成１８年１０月１日に「鉄道の日」の記念行事として「鉄道フェスティバルｉｎ東北」を開催し、約１万人の来場者があった。当日は参加した各鉄道事業者がブース内にそれぞれ趣向を凝らした鉄道関係の展示（沿線観光スポット紹介パネル、鉄道模型ジオラマ等）、鉄道マニア向けの鉄道グッズ展示販売、鉄道沿線の物産販売などを行い、イベントに訪れた地域住民、鉄道ファンの鉄道に対する関心を高めた。	○
	ｲ）「東北の駅１００選」の選定５周年を記念したポケット版冊子を２万部作成のうえ、主要な鉄道駅等に広く配布したことで鉄道利用者の好評を博し、鉄道の駅に対するイメージ向上が図られたことにより、利用促進に多大な貢献があった。	○

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	自動車交通部
	中事項	２．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

⑦バス利用の促進

自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業、公共交通移動円滑化施設整備事業の助成制度を活用したノンステップバス等の導入等によりバス利用の促進を図る。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）ノンステップバスの導入を促進。
平成18年度の計画	ア）コミュニティバス実証実験（二戸市） イ）ノンステップバスの盛岡市内導入（岩手県交通１台）

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）平成１８年４月から９月まで二戸市においてコミュニティバス実証実験を行った。	○
	イ）ノンステップバスの盛岡市内導入（岩手県交通１台）	○

【 ノンステップバス】

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	企画観光部
	中事項	２．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（２）公共交通機関の利用促進	

⑧地域公共交通活性化・再生事業費補助事業に対する実施計画の募集について

地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会（法定協議会）が、同法律に基づく「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査や、同連携計画に基づいて、公共交通サービスに関する情報提供や利用促進活動及び利便性向上のための情報提供システム開発を行う場合に、その経費の一部（補助対象経費の１／３、ただし地方公共団体が協調して負担する額以内とする）を補助する。

実施計画	
平成19年度の計画	１）「地域公共交通総合連携計画」策定調査事業 「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査を支援 ２）公共交通利用円滑化事業 ア）公共交通利用促進活動支援事業 ①公共交通サービスの情報提供に関する取組みを支援 ②公共交通機関の利用促進活動を支援 イ）乗継利便性向上施設整備支援事業 交通結節点における乗継情報システムの開発を支援
平成18年度の計画	ア）公共交通利用促進活動支援事業 ① 公共交通機関の利用促進のための情報提供に関する取組み （例）鉄道・バスの路線やダイヤ情報が網羅された総合交通マップやホームページの作成費、公共交通機関の利用促進に関するパンフレットの作成費への一部補助 ② 公共交通機関の利用促進に関する啓発活動 （例）公共交通機関の利用促進に関するセミナーやシンポジウムの開発に関する経費への一部補助 イ）乗継利便性向上施設整備支援事業 ① 交通結節部における乗継ぎ利便性向上のための乗継情報提供システムの開発 （例）接続バスの乗車情報提供システムや交通情報検索システムの情報提供システム開発費への一部補助

達成状況と評価	達成状況	
	ア）公共交通利用促進活動支援事業 ①公共交通機関の利用促進のための情報提供に関する取組み ②公共交通機関の利用促進に関する啓発活動 ・仙台空港アクセス鉄道が仙台まるごとパスの対象路線に組み入れられる機会を活用し、仙台空港アクセス鉄道開通、仙台まるごとパス乗車路線拡大をＰＲするポスター、リーフレットの作成等の広告宣伝を行い、またキャラクターグッズの作成やイベントなどの啓発活動を実施することにより、公共交通の利便性への理解を高め、公共交通の利用促進・乗継円滑化を図った。	○
	イ）乗継利便性向上施設整備支援事業 平成１８年度について、当該支援事業に対する申請なし	－

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	交通環境部 企画観光部
	中事項	２．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

⑨企業等における公共交通利用促進型省エネルギー対策の促進

京都議定書に基づくCO_2排出削減目標達成に向けて、運輸部門における排出量抑制が求められている。運輸部門での排出量の約２分の１が自家用車によるものであり、そのうちの大半が通勤、業務等の企業等による事業活動に起因するものであることを踏まえ、企業等による自家用車から公共交通機関等への利用転換を図る取組みを促進する。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）公共交通利用促進型省エネルギー対策促進事業を展開し、自家用自動車から公共交通機関利用等への転換を図るそれらの取組みの発掘及び支援を積極的に行う。 イ）東北ブロック低公害車導入促進等協議会において、同事業について説明し事業の発掘に努める。 ウ）「 東北地方公共交通利用推進等マネジメント協議会」を開催し、東北経済産業局が主催する「東北地域エネルギー・温暖化対策推進会議」と連携しつつ、具体的施策を協議する。
平成18年度の計画	ア）公共交通利用促進型省エネルギー対策促進事業を展開し、自家用自動車から公共交通機関利用等への転換を図るそれらの取組みの発掘及び支援を積極的に行う。 イ）「 東北地方公共交通利用推進等マネジメント協議会」を開催し、東北経済産業局が主催する「東北地域エネルギー・温暖化対策推進会議」と連携しつつ、具体的施策を協議する。

達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）「公共交通利用促進型省エネルギー対策促進事業」におけるＦＳ事業として（学）東北芸術工科大学（山形市）から申請のあった応募案件が、東北地方公共交通利用推進等マネジメント協議会において採択され、バイオディーゼルを燃料とする大学循環バスの実験運行を行った。	○
	イ）平成18年5月、第一回「東北地方公共交通利用推進等マネジメント協議会」を開催し、公共交通利用型ＦＳ事業の審査・推薦を行うとともに、19年3月に第二回協議会を開催し、具体的かつ実践的な行動を通じ、公共交通機関等への利用推進等による環境負荷の小さい交通体系の構築について協議を行った。	○

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	２．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

⑩交通バリアフリー施策の推進

平成18年施行の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、市町村の基本構想策定等を支援するとともにバリアフリー教室を開催するなどの交通バリアフリー施策を推進することによって、公共交通機関利用の促進を図る。

実　施　計　画

平成19年度の計画	ア）バリアフリーリーダーの選定 運輸局において委員会を設置し、障害者同士の意見調整及び市町村・事業者との利害関係の調整に実績のある方を選定する。 イ）交通バリアフリー教室の実施 小学生や交通事業者等を対象に10カ所程度で実施する。 ウ）交通バリアフリープロモーター派遣 鉄道駅等の利用者が多い地域及び福祉施設や公共施設が比較的多く存在する地域の市町村に運輸局・運輸支局の職員を派遣し基本構想策定の促進を図る。 エ）基本構想策定協議会等への参加 地方自治体が設置した基本構想策定協議会等に運輸局・運輸支局の職員等が参加し支援する。 オ）東北地方交通バリアフリー法関係地方機関連絡会議の開催 国のブロック機関及び地方自治体（各県及び仙台市）の交通バリアフリー施策を推進するため、必要な事項の検討、情報交換等を行う。 カ）バリアフリーボランティアの継続について 昨年度行った実証実験の結果を基に、鉄道駅におけるボランティア活動の支援等を行う。
平成18年度の計画	ア）バリアフリーボランティア事業 ＪＲ仙台駅や地下鉄仙台駅において、バリアフリーボランティアを常駐させる実証実験を行うとともに支援対象者へのアンケート調査等によりその効果を分析し、実験終了後の持続的な推進体制を検討する。 イ）バリアフリーリーダーの育成・選定 運輸局において委員会を設置し、障害者同士の意見調整に実績のある方、市町村・事業者との利害関係の調整に実績のある方を選定・登録。 基本構想策定協議会等への積極的な関与や交通バリアフリー教室等の各種バリアフリーイベントへの参加により、その重要性の普及啓発を促進する。 ウ）交通バリアフリー教室の実施 管内においては、小学生を主な対象としていたが、対象者を交通事業者や観光事業者等に拡大し10カ所程度で実施予定。 エ）交通バリアフリープロモーター派遣 鉄道駅等の利用者の多い地域及び福祉施設や公共施設が比較的多く存在する地域に運輸局・運輸支局から担当職員を派遣し基本構想策定の促進を図る。 オ）基本構想策定協議会等への参加 地方自治体が設置した基本構想策定協議会等に運輸局・運輸支局から委員等を派遣し支援する。 カ）東北地方交通バリアフリー法関係地方機関連絡会議の開催

	国のブロック機関及び地方自治体（各県及び仙台市）が交通バリアフリー施策を推進するため、必要な事項の検討、情報交換等を行う。

	達　成　状　況	評　価
平成18年度の達成状況と評価	ア）バリアフリーボランティア事業 平成18年10月18日から10月30日までの間、ＪＲ仙台駅や地下鉄仙台駅にボランティアを常駐させる実証実験を行うとともに持続可能な推進体制の検討結果を報告書に取りまとめ、東北運輸局ＨＰに掲載した。	○
	イ）バリアフリーリーダーの育成・選定 関係者との調整がつかず実施できなかった。	×
	ウ）交通バリアフリー教室の実施 各地域において小学生や交通事業従事者等を対象としてバリアフリーに対する必要性や重要性を啓蒙、啓発した。 平成18年 8月28日、十和田市（十和田小学校1～6年生33名） 平成18年 9月 7日、福島市（交通事業者従業員35名） 平成18年 9月12日、鶴岡市（朝暘第三小学校5年生56名） 平成18年 9月26日、仙台市（東宮城野小学校4年生73名） 平成18年11月 6日、湯沢市（皆瀬中学校1年生29名） 平成18年11月 8日、11月13日、仙台市（東北運輸局職員36名） 平成18年11月16日、横手市（交通事業者従業員24名） 平成18年11月17日、一関市（滝沢小学校4年生26名） 平成18年11月27日、11月29日、仙台市（通町小学校4年生68名） 平成18年11月28日、青森市（交通事業者従業員20名） 平成18年11月30日、会津若松市（城北小学校6年生25名）	○
	エ）交通バリアフリープロモーター派遣 基本構想策定を促すため、策定の予定がある市町村に職員を派遣し、平成18年12月施行のバリアフリー新法の概要を説明するとともに基本構想の策定の促進を要請した。	○
	オ）基本構想策定協議会等への参加 策定予定の市町村が無いため参加できなかった。	－
	カ）東北地方交通バリアフリー法関係地方機関連絡会議の開催 関係者との調整がつかず実施できなかった。	×

【 交通バリアフリー教室の様子 】

施策名	大事項	Ⅰ．地球温暖化防止対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	２．環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

⑪交通アドバイザー会議の開催

交通施策全般に関する利用者ニーズを把握し、公共交通の利用促進のための施策への反映、交通サービスの改善等を図るため、交通アドバイザー会議を開催する。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）各運輸支局主催により年１回～２回開催する。（延べ８回開催予定） イ）会議で出された意見・要望等のフォローアップを行う。 ウ）交通アドバイザー座長会議を開催し、各支局の改善事例・課題等を情報交換する。
平成18年度の計画	ア）各運輸支局主催により年１回～２回開催予定（延べ８回開催予定） イ）会議で出された意見・要望等のフォローアップを行う。

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）及びイ） 各運輸支局主催により６回開催し、交通アドバイザーから意見・要望を頂き、交通事業者、地方自治体を交え対応策等を検討した。 ○主な改善事例 鉄道：①運行状況など情報提供　②　防犯等対策 バス：①停留所へベンチ設置　②低床車の導入　③市民バス導入　④バス停新設	○

Ⅰ－３各界各層の取組み

低公害車の普及促進等、環境負荷の小さい交通体系の構築に向けて、各界各層において行われている主な取組みは以下のとおりです。

① 東北ブロック低公害車導入促進等協議会（Ⅰ-１-（1）①に前掲）

② 東北地区エコ・トラック推進協議会（Ⅰ-１-（1）②に前掲）

③ 東北地域エネルギー・温暖化対策推進会議

地球温暖化問題に地域として取組むため、国の機関・地方公共団体等と連携して地域におけるエネルギー需給構造を把握し、問題点を分析のうえ総合的な施策を推進している。

④ 東北地方における使用済み自動車等適正処理推進協議会等

各県の自動車販売・整備及び自動車関連事業場において、使用済み自動車・廃品部品・フロン及び産業廃棄物の適正処理並びにリサイクル部品等の利用促進を図ると共に環境保全に努め、以って資源循環型社会の形成に寄与することを目的とし取り組んでいる。

⑤ 青森市総合交通対策協議会

青森市の交通諸問題を解決するため、時差通勤等の交通需要マネジメント施策を含む各種方策を総合的な視点に立ち検討を行っている。

⑥ 奥入瀬渓流利用適正化協議会

十和田八幡平国立公園の奥入瀬渓流を中心とする区域の環境保全のため、当区域おける交通規制の具体的推進及びこれに伴う諸問題の解決策の検討を行っている。

⑦ 盛岡市総合交通施策懇話会

盛岡市における交通施策のあり方について、将来にわたって総合的、体系的な視点から、広く意見を聴くとともに、具体的な施策の推進に、市民と関係機関が一体となって取り組んでいる。

⑧ 住まエネフェスタ2006

岩手県下における環境とエネルギーの調和に向けて、新エネルギーの導入、省エネルギーの推進等を目的に、パネル展示、エコ・福祉車両の展示、体験コーナー等のイベントを開催している。

⑨ 早池峰地域自動車利用適正化部会

早池峰山(岩手県)の登山シーズン時の路側駐車による交通渋滞解消のため花巻市大迫町岳地内～川井村江繋地内間の車両乗り入れを規制し、バスによる代替輸送を行っている。

⑩ 宮城県自動車交通公害対策推進協議会

平成１８年度を初年度とする「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」を策定し、二酸化炭素を含む自動車交通に係る環境負荷の低減に向け、各種の施策を推進している。

⑪ 仙台市地球温暖化対策推進協議会

「仙台市地球温暖化対策推進計画」における温室効果ガスの削減目標を達成するため、市民・事業者・行政等各主体の自発的な行動と具体的な取組みを促しながら計画の進行管理を行い、地域から脱温暖化の持続可能な社会の構築を目指している。

⑫ 秋田都市圏街路交通調査検討会

秋田都市圏における新たな都市計画道路網策定のため、都市内の交通状況を把握し、今後の交通需要を予測するとともに、交通網マスタープランの策定並びに円滑な都市内交通及び冬期における交通環境の改善策を検討している。

⑬ 秋田市環境活動推進協議会

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、協働してして地球温暖化防止対策等の環境活動に取組み、市民の快適な生活環境の確保および環境意識の向上を図っている。

⑭ 秋田駒ケ岳登山利用適正化協議会

秋田駒ケ岳の自然環境を保全し、利用者の快適性と安全確保を図るため、毎年夏山シーズンにマイカーの進入禁止とバス代替輸送を行っている。

⑮ 福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会

尾瀬地区の自然環境を保全するため、通年、御池～沼山峠口間のマイカー等の進入の禁止、低公害バスの導入、アイドリングストップの徹底等の取組みを推進している。

⑯ 雄国沼自動車利用適正化連絡協議会

磐梯朝日国立公園(福島県)の雄国沼周辺の自然環境を保全するため、観光シーズン時にマイカー入山規制と代替シャトルバス運行を行っている。

Ⅱ．自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題

（国の動き）

新車の排出ガス対策

○乗用車･バス･トラック

平成17年4月の中央環境審議会第8次答申に基づくディーゼル09年度目標に示された規制強化や吸蔵型ＮＯx還元触媒を装着したリーンバーン直噴エンジンのガソリン車に対する粒子状物質の規制導入のための検討を行い、細目告示等の改正を行うこととしている。

なお、排出ガス試験モードについては、「10・15、11モード」から新たな「JC08モード」に変更するとともに、ガソリン・LPG車に対する高度な車載式故障診断装置の義務付けを行い、平成20年10月から順次適用される。

○二輪車･特殊自動車

平成18年10月から、二輪車については従来の規制値よりもＨＣを車種により75％～85％削減、ＮＯx を50％削減する18年・19年規制の基準が、ディーゼル特殊自動車については従来の規制値よりもＮＯx、※ＰＭを車種により15％～50％削減する18・19・20年規制の基準が、ガソリン特殊自動車については新たに低排出ガス規制対象に加える19年規制の基準がそれぞれ制定され、車種区分等毎に順次実施されている。

使用過程車の排出ガス対策

○自動車NOx･PM法

平成18年12月に取りまとめられた中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会の最終報告「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」に基づき、平成19年5月、指定地域における局地汚染対策と流入車対策の強化を図るため、自動車ＮＯx・ＰＭ法が一部改正され２０年１月１日に施行される。なお、今後の実施に向けて関係省令の整備が行われる予定である。

○優良排出ガス低減装置認定制度

使用過程車に装着し、ＮＯx及び※ＰＭを低減する低減装置の開発を促進するため、「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価制度」を平成14年8月に創設した。

また、平成17年８月に「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる改造の認定制度」を創設し、申請を受け付けている。

○サーベイランス制度の導入

平成17年4月の中央環境審議会第８次答申における、使用過程車に係る排出ガス水準の設定、抜取り検査（サーベイランス）の導入方策等の使用過程車に係る総合的な対策について、必要な調査・検討を実施している。

○新たな排出ガス検査手法

※ＰＭについては、近年の排出ガス規制の強化及びそれに伴うディーゼル車の排出ガス低減技術の高度化に対応するべく、平成19年9月以降の新型認証審査により、黒煙測定器による黒煙検査に代えて「オパシメータ」（光透過式黒煙測定器）を使用したＰＭ検査を新たに導入する。自動車検査時においては、オパシメータにより新型認証を受けた自動車はオパシメータにより測定を行うこととし、黒煙測定器により新型認証を受けた自動車は従前とおり黒煙測定器により測定を行うこととする。

※ＰＭ：粒子状物質

施策名	大事項	Ⅱ．自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題	自動車技術安全部
	中事項	１．自動車単体対策	
	小事項		

①ディーゼルクリーン・キャンペーン

使用過程車からの黒煙の低減、不正軽油の使用防止及びエコドライブの普及推進に取組むため、自動車関係団体の協力のもと、キャンペーンを実施する。

実　施　計　画

平成19年度の計画	ア）街頭検査等の際に、自動車使用者に黒煙排出濃度を簡易的にチェックできる黒煙濃度チャートを配布し、黒煙濃度の点検の励行を指導するとともに、エコドライブの周知に努める。 イ）黒煙濃度及び燃料（硫黄分濃度測定器による検査）を重点項目とした街頭検査を行う。 ウ）バス、トラック運送事業者において、整備管理者は、エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点に実施する。また、運行前に黒煙濃度チャートを用いて黒煙濃度のチェックを行う。 エ）市民からの迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を運輸支局等に引き続き設置する。 オ）自動車整備事業者において、使用者に点検指導を行うとともに、燃料噴射ポンプの封印チェックを重点的に行う。 〔重点実施期間〕 ・平成19年 6月1日～ 6月30日 ・平成19年10月1日～10月31日
平成18年度の計画	ア）街頭検査等の際に、自動車使用者に黒煙排出濃度を簡易的にチェックできる黒煙濃度チャートを配布し、黒煙濃度の点検の励行を指導するとともにエコドライブの周知に努める。 イ）黒煙濃度及び燃料（硫黄分濃度測定器による検査）を重点項目とした街頭検査を行う。 ウ）バス、トラック運送事業者において、整備管理者は、エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点に実施する。また、運行前に黒煙濃度チャートを用いて黒煙濃度のチェックを行う。 エ）市民からの迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を運輸支局等に引き続き設置する。 オ）自動車整備事業者において、使用者に点検指導を行うとともに、燃料噴射ポンプの封印チェックを重点的に行う。 カ）街頭検査時においてチラシ配布などによりエコドライブの周知に努める。

	〔重点実施期間〕 ・「不正改造車の排除強化月間」（平成18年6月1日～6月30日） ・「自動車点検整備推進強化月間」（秋期実施予定）	
	達　成　状　況	評　価
平成18年度の達成状況と評価	ア）街頭検査等の際に、自動車使用者に黒煙排出濃度を簡易的にチェックできる黒煙濃度チャートを配布（約1，200枚）し、黒煙濃度の点検の励行を指導するとともに、エコドライブについて周知した。 イ）黒煙濃度及び燃料（硫黄分濃度測定器による検査）を重点項目とした街頭検査を実施した。 （実施結果） ・平成18年6月と10月における燃料（軽油）検査合計台数76台。 ・平成18年6月1日～6月30日 ディーゼル黒煙測定台数808台（乗用車136台、トラック598台、ダンプカー13台、その他61台)、整備命令発令件数（不適合車）6台。 ・平成18年10月1日～10月31日 ディーゼル黒煙測定台数438台（乗用車81台、トラック312台、ダンプカー9台、その他36台)、整備命令発令件数（不適合車）6台。 ウ）バス・トラック運送事業者による自主点検の実施。 バス、トラック事業者において、整備管理者等による自動車の自主点検を実施した。また、配付した黒煙濃度チャートを用いて運行前に黒煙濃度のチェックを実施した。 エ）市民からの迷惑相談窓口（黒煙110番）を局、支局及び事務所に設置（通年設置）し、自動車使用者を指導した。 ・迷惑通報件数12件、はがき等による指導件数12件。 オ）自動車整備事業者の取組み。 入庫したディーゼル車の使用者に点検指導、燃料噴射ポンプのチェック、エアクリーナの清掃を重点的に実施した。 カ）街頭検査時において、チラシを基にエコドライブについて説明した。	○ ○ ○ ○ ○ ○

ディーゼルクリーン・キャンペーン
〔重点実施期間〕
平成19年 6月1日～ 6月30日
平成19年10月1日～10月31日

施策名	大事項	Ⅱ．自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題	自動車技術安全部
	中事項	１．自動車単体対策	
	小事項		

②街頭検査の実施

運輸支局等が必要に応じてディーゼル車両等の街頭検査を実施。不正改造車・整備不良車両・不正軽油使用車に対し整備命令を発令する。

実　施　計　画

平成19年度の計画	ア）街頭検査実施予定回数 自動車検査独立行政法人の協力を得ながら、ディーゼルクリーン・キャンペーン重点実施期間(６月、１０月）に、不正改造車を排除する強化月間（６月)、点検整備推進強化月間（秋期）と連携し集中的に実施するとともに、大気環境を悪化させる不正軽油の検査を実施し、不正軽油の使用を排除する。 ①　街頭検査実施予定回数　　150回
平成18年度の計画	ア）街頭検査実施予定回数 自動車検査独立行政法人の協力を得ながら、ディーゼルクリーン・キャンペーン重点実施期間(６月、１０月）に、不正改造車を排除する強化月間（６月)、点検整備推進強化月間（秋期）と連携し集中的に実施するとともに、大気環境を悪化させる不正軽油の検査を実施し、不正軽油の使用を排除する。 ①　街頭検査実施予定回数　　150回

	達成状況	評価
平成18年度の達成状況と評価	ア）街頭検査の実施計画回数　　166回 （雨天等により36回が中止となったため、実施回数は130回 検査車両数　　18，848台 不良車両数　　2，137台 整備命令発令件数　　328台） ・ディーゼル車の黒煙検査については、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」期間中(6月、10月)に、1,246台測定した。 ・不正軽油検査については、12回、144台測定した。	○

Ⅱ-１-③

③事業用低公害車の導入促進及び支援措置	（Ⅰ-１-（1）④に前掲）

Ⅱ-１-④

④エコドライブ管理システム（ＥＭＳ）導入支援	（Ⅰ-１-（1）⑤に前掲）

Ⅱ-１-⑤

⑤グリーン経営の推進	（Ⅰ-１-（3）①に前掲）

Ⅱ-２　交通流対策

Ⅱ-２-①

①モーダルシフト	（Ⅰ-２-（1）①に前掲）

Ⅲ．循環型社会の形成に向けた取組み

循環型社会の構築に当たっては、リサイクル・廃棄物処理施設の整備に伴い発生する廃棄物や再生資源の輸送(静脈物流)について、環境負荷の少ないものとすることが必要である。そのためには、リサイクル・廃棄物処理施設の計画段階から静脈物流のあり方を合わせて検討の上、必要なインフラ整備等を実施することが不可欠である。東北運輸局では自動車リサイクル、FRP船リサイクル等に取り組むこととしている。

(1)自動車リサイクル

(国の動き)

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）及び改正道路運送車両法（ともに平成１４年７月成立）が１７年１月１日施行。これにより、自動車リサイクル法に従って適正に解体処理されたことを確認し、改正・道路運送車両法により永久抹消登録が行われることになり、使用済自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止が一貫して行われることとになった。

また、使用過程にある自動車のリサイクル促進については、同法の附則により平成１７年２月から、全国の運輸支局、検査登録事務所の検査、登録の窓口において、リサイクル料金が預託されているか否か確認が行われている。この確認は、19年度で終了する。

施策名	大事項	Ⅲ．循環型社会の形成に向けた取組み	自動車技術安全部
	中事項		
	小事項	（1）自動車リサイクル	

①環境に優しい自動車整備工場に対する顕彰制度の推進

自動車整備事業者等の環境問題への取組みを一層促進するため、使用済自動車の処理、自動車リサイクル部品の積極的な活用やカーエアコンからのフロン回収など環境対策に積極的に取組んでいる事業者を顕彰し、公表する。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）自動車整備事業者等の環境問題への取組みを一層促進するため、支局長表彰を３回受賞した事業者を対象とする東北運輸局長表彰の受賞者を公表し、当該顕彰制度の推進を図る。
平成18年度の計画	ア）管内全ての県において事業者を顕彰し公表するとともに、支局長表彰を３回受賞した事業者を対象とする東北運輸局長表彰の受賞者が誕生するよう、取組みを継続する。

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）環境に優しい自動車販売・整備事業者を表彰し公表した。 運輸支局長表彰　青森　10事業者　岩手　12事業者 秋田　13事業者　山形　24事業者 宮城　15事業者　福島　17事業者 運輸局長表彰　青森　2事業者　山形　4事業者 秋田　3事業者　福島　6事業者 宮城　2事業者	○

【 表彰式の様子 】

(2) ＦＲＰ船リサイクル

（国の動き）

平成１２年度から「ＦＲＰ廃船高度リサイクルシステム構築プロジェクト」を実施。リサイクルやリユースに係る技術開発、関係者の役割分担や費用負担の明確化等の課題を１５年度までに克服し、１７年度より地域限定のリサイクル運用が開始された。１９年度には東北も対象地域となった。

Ⅲ-（2）①

施策名	大事項	Ⅲ．循環型社会の形成に向けた取組み	海事振興部
	中事項		
	小事項	（2）ＦＲＰ船リサイクル	

①水域利用の適正化と生活環境の保全

東北地方のリサイクル制度開始により、放置艇等を削減するとともに再発防止及び水域環境の保全を図る。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）平成19年度東北地区リサイクル運用開始に合わせ、各公共団体、関連事業者、関係機関との情報交換を密に行うため、東北地区廃船処理協議会を開催し、リサイクルシステムを活用して循環型社会の形成に寄与する イ）ホームページの見直しを行う。（ＦＲＰリサイクルの受付、搬入、解体期間などの詳細情報を盛り込む。）
平成18年度の計画	ア）平成19年度東北地区リサイクル運用開始スケジュールに合わせながら、各公共団体、関連事業者、関係機関との情報交換を密にし、実施準備を行う。 イ）昨年度に引き続きパトロールを行いＰＲに努める。

達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）舟艇利用振興対策連絡会議を開催し、リサイクル運用の進捗状況及び今後のスケジュールの説明を行った。また、東北地区廃船処理協議会会員名簿や要綱（案）を作成し、リサイクル実施時の協力を要請した。	○
	イ）登録状況の把握及び周知を図るため、管内の河川、湖沼、海浜等13ヶ所でパトロール及びＰＲを実施した。	○

（３）グリーン経営の推進

Ⅲ-（3）①

①グリーン経営の推進	（Ⅰ-１-（３）①に前掲）

Ⅳ．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策

近年沿岸において発生する大規模油流出事故や放置座礁外国船の背景には、海上人命安全条約（SOLAS条約）・海洋汚染防止条約（MARPOL条約）等の基準を満たさない船舶（サブスタンダード船）の存在が大きな要因となっている。これらのサブスタンダード船を排除するため、日本に寄港する外国船舶が条約の基準を満たしているかどうかを立入り検査する外国船舶監督業務（ポート・ステート・コントロール：PSC ）を強力に実施する。

平成１９年１月より、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」等が改正され、タンカー以外の船舶で総トン数１００トン未満のものから※ビルジその他の油を排出する場合であっても、排出防止装置の作動が義務付けられる等排出基準が変更された。このため、海洋汚染防止に関する国民の理解の増進を図るとともに、危険物積載船舶及び旅客船等の立入り点検を実施し、適切な監督指導を図っていくこととする。

また、近年、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶が毎年３～４万隻発生していることが明らかになっている。このような小型船舶を放置すると、船体・機関の整備不良の可能性が高まり海上の人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念される。

さらに、プレジャーボートの海難事故発生件数は年間900件前後と依然として海難全体の3割を超え、死者・行方不明者を伴う海難についても全体の約3割をプレジャーボート関連が占めている状況である。こうした状況を踏まえ、小型船舶の安全確保対策として船舶検査受検、小型船舶操縦者免許についての周知啓蒙・パトロール指導活動を実施する。

※ビルジ：船底に自然にたまる油分を含んだ汚水

施策名	大事項	Ⅳ．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海上安全環境部
	中事項		
	小事項	（1）海洋環境保全	

①外国船舶の監督(PSC)の強力な実施

我が国の港湾に入港した外国船舶に対し、船体の構造、海洋汚染防止設備等の保守点検及び油排出の処理・船舶油濁損害賠償保障法に基づきPSCを強力に実施し、サブスタンダード船による海難事故や違法な油の排出等による我が国沿岸の海洋汚染の防止を図る。

実施計画		
平成19年度の計画	ア）サブスタンダード船を排除するため、臨検目標隻数を５７５隻に設定しPSCを強力に推進する。	
平成18年度の計画	ア）ポート・ステート・コントロール(PSC)を実施する。 目標隻数５７５隻	
平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）PSC臨検実績は４３３隻であった。管内全般にわたり目標隻数を下回った。	△

【 ＰＳＣの様子 】

施策名	大事項	Ⅳ．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海上安全環境部
	中事項		
	小事項	（1）海洋環境保全	

② 外航船の船主責任保険（ＰＩ保険）への加入確認

船舶油濁損害賠償保障法が改正され、平成17年3月から日本の港へ入港する外航船は船主責任保険（ＰＩ保険）への加入が義務付けられ、無保険又は十分な填補内容の油濁保障の保険に加入していない船舶は入出港することができなくなったことから、入出港予定船舶が保険に加入しているかどうかの把握に努める。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）有効な船舶油濁損害賠償保険に加入していない船舶の入出港情報の把握に努める。
平成18年度の計画	ア）有効な船舶油濁損害賠償保険に加入していない船舶の入出港情報の把握に努める。

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）有効な船舶油濁損害賠償保険に加入していない船舶の把握に努め、十分な保険に未加入の場合は入港を拒否する旨の周知を図った。 また、入出港する外国船に立入検査を実施し、有効な保険に加入しているかどうかの確認に努めた。 改正船舶油濁損害賠償法上、無保険の船舶及び不十分な填補内容の油濁保障の保険に加入している船舶は入港が拒否されることとなるが、無保険等の船はなかった。	○

【 座礁した外国船 】

施策名	大事項	Ⅳ．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海上安全環境部
	中事項		
	小事項	(1) 海洋環境保全	

③ 危険物運搬船への立入り検査の強化

危険物運搬船については、海難事故が発生した場合、積荷等の流出により重大な海洋汚染を引き起こす危険性が高いため、従来から荷主等の協力を得て重点的に立入検査を実施してきたが、今後も継続して立入検査を実施することにより、事故の未然防止と海洋環境の保全を図る。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）危険物運搬船への立入り検査隻数（目標）： 26 隻
平成18年度の計画	ア）危険物運搬船等への立入り検査隻数（目標）： 23 隻

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）危険物運搬船等への立入り検査隻数： 25 隻 危険物船の立入検査目標隻数は23隻で目標を達成した。 今後とも事故の未然防止のため、引き続き立入検査を充実させていくこととする。	○

施策名	大事項	Ⅳ．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海上安全環境部
	中事項		
	小事項	（2）海洋汚染防止に関する周知・啓蒙	

① 海洋汚染防止設備に関する国民の理解増進、周知・啓蒙の強力な実施

海洋汚染及び海上災害の防止に関する改正法が平成１７年５月１９日より施行され、船舶からの大気汚染の防止規制が始まった。この規制に伴い、原動機、オゾン層破壊物質を含む装置・設備、船舶発生油等焼却設備・条約証書等の検査が執行されるので、国際的な取組みの動向及び我が国の法体系や規制内容について国民の理解増進を図るため、周知啓蒙を強力に実施する。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）海洋汚染等防止法・省令改正等の周知徹底を図るため、問い合わせや打ち合わせ、あるいは窓口での各種申請受付時に啓蒙用パンフレットを配布するとともに、掲示板を利用し周知を図る。 イ）船舶への臨検の際に規制を確認しながら、船主・造船所・エンジンメーカーに対し規制内容を説明し大気汚染防止規制の浸透を図る。
平成18年度の計画	ア）海洋汚染等防止法・省令改正等の周知徹底を図るため、問い合わせや打ち合わせ、あるいは窓口での各種申請受付時に啓蒙用パンフレットを配布するとともに、掲示板を利用し周知を図る。 イ）船舶への臨検の際に規制を確認しながら、船主・造船所・エンジンメーカーに対し規制内容を説明し大気汚染防止規制の浸透を図る。

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）窓口での各種申請時並びに相談に訪れた際に、パンフレットを配布するなどし啓蒙を図った。	○
	イ）春期と年末年始の安全総点検及び定期検査等において、全船の汚染防止設備の確認を行うとともに海洋の環境保全に関する指導に努めた。 船舶で発生する廃棄物の排出に関して、遵守すべき事項等の掲示は法定検査の対象となっていないことから、総点検や検査時に乗組員等に説明することにより意識の高揚が図られ有意義であった。	○

施策名	大事項	Ⅳ．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海事振興部
	中事項		
	小事項	（2）海洋汚染防止に関する周知・啓蒙	

②東北地区舟艇利用振興対策連絡会議の開催

舟艇の利用にあたって、保管場所の確保や廃船処理体制の整備等の諸問題の解決のため関係省庁、地方自治体、関係団体を含む関係機関相互の連絡調整を図る。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）第１２回東北地区舟艇利用振興対策連絡会議を開催する。
平成18年度の計画	ア）第１１回東北地区舟艇利用振興対策連絡会議を開催する。 イ）宮城県及び福島県を訪問し、各県の放置艇対策状況の調査及び今後のリサイクル運用のスケジュール説明、協力要請を行う。

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）１月２３日第１１回東北地区舟艇利用振興対策連絡会議（運輸局担当）を開催した。	○
	イ）宮城県及び福島県を訪問しを訪問し、各県の放置艇対策状況及び今後のリサイクル運用のスケジュール説明、協力依頼を行った。	○

【第11回東北地区舟艇利用振興対策会議の様子】

施策名	大事項	Ⅳ．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海事振興部
	中事項		
	小事項	（2）海洋汚染防止に関する周知・啓蒙	

③「プレジャーボート何でも相談」窓口の設置

舟艇利用者に対し、保管場所、廃船処理等に関する情報提供を行うとともに、利用者の意見を的確に把握するよう努める。

実施計画	
平成19年度の計画	ア）東北ボートショー等（モーターショーと合同開催）のイベントに参加し、「プレジャーボートなんでも相談窓口」を設けユーザーへの情報提供を図る。 イ）ホームページの見直しを行う。（「海の駅」の拡大のためのＰＲに努める。）
平成18年度の計画	ア）東北ボートショー等のイベントに参加し、「プレジャーボートなんでも相談窓口」を設けユーザーへの情報提供を図っていく。 イ）ホームページの見直しを行う。（ＦＲＰリサイクル情報や海の駅情報を盛り込む。）

平成18年度の達成状況と評価	達成状況	評価
	ア）東北ボートショーについては主催者側の諸事情により、今年度は開催されなかったが、今後モーターショーとの合同開催について関係機関と協議し、調整を行った。	－
	イ）ホームページの見直しを実施した。ＦＲＰリサイクル、海の駅の専用ページを設けた。	○

④グリーン経営の推進　　（Ⅰ-1-（3）①に前掲）

東北運輸局マスコット

“とうほくろっ犬”プロフィール

・２００２年７月生まれです。
・体は東北地方を、色はビーグル犬の配色で県を表しています。
・ポシェットには、各種交通モードが入ってます。